

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県営屠場使用料条例の一部改正
- ◇ 規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇ 告示 鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部改正
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良事業計画等の縦覧
- 収入証紙小売さばき人の変更
- 小売販売業者甲の業者登録
- 基本測量の実施
- 流行性脳炎予防注射等の実施

条 例

鳥取県営屠場使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十七号

鳥取県営屠場使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県営屠場使用料条例（昭和二十八年四月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「屠場」という。）」を削り「使用した者」を「使用しようとする者」に改める。

第二条を次のように改める。
（使用料の額）

第二条 使用料の額は、次のとおりとする。

豚及び生後一年未満の牛馬	一頭につき	二百円
めん羊、山羊	一頭につき	百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九十一条中

「名称	位置	管轄区域
鳥取県中海干拓事業所	西伯郡境港町	西伯郡境港町のうち、前
		の外江町、前の渡村、前

「名称	位置	管轄区域
鳥取県中海干拓事業所	米子市	米子市

第九十三条中

「鳥取県羽合用水 倉吉市改良事業所

倉吉市のうち前の上井町及び前の上北条村、北条町のうち東郷町のうち花見村、羽合町のうち前の橋津村、前の長瀬村、前の浅津村

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十号

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規

則の一部を改正する規則

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則（昭和二十六年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 国民健康保険診療報酬請求書の審査を行うため県に二の国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の名称、位置及び審査担当区域は次のとおりとする。

名 称	位 置	審 査 担 当 区 域
鳥取県東部国民健康保険診療報酬審査委員会	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡
鳥取県中、西部国民健康保険診療報酬審査委員会	倉吉市	倉吉市、東伯郡、西伯郡、日野郡

第二条を次のように改める。

第二条 審査委員会は次に掲げる委員をもつて組織する。

審査委員会の名称

委員

療養担当者を代表する委員	鳥取県東部国民健康保険診療報酬審査委員会	鳥取県中、西部国民健康保険診療報酬審査委員会
4人	4人	4人
保険者を代表する委員	4人	4人
4人	4人	4人
公益を代表する委員	4人	4人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

東小鹿土地改良区

理事	米原三四二	東伯郡三朝町大字東小鹿
米	米原眞之助	
米	米原忠夫	
米	米原金夫	
米	米原蔦夫	
米	米原公夫	

平 壽 実
村 岡 幸 雄
布 広 鷹 男
布 広 眞 澄
監事 米 原 英 一
大 村 茂 好
村 岡 隆 造
安 藤 慶 次 郎
鳥 飼 貞 好
佐野井手土地改良区
理事 石 川 貞 藏
光 村 大 藏
鳥 飼 嘉 隆
遠 藤 武 次 郎
西 村 正
監事 石 川 吉 藏
鳥 飼 清
就任した役員の名及び住所
大字 関 金 宿
大字 関 金 宿
大字 関 金 宿
大字 関 金 宿
大字 関 金 宿
大字 松 河 原
大字 松 河 原
大字 松 河 原
大字 松 河 原
大字 松 河 原

東小鹿土地改良区
理事 米 原 忠 夫 東伯郡三朝町大字東小鹿
" 米 原 金 夫
" 米 原 蔦 夫
" 米 原 眞 之 助
" 米 原 三 四 二
" 布 広 鷹 男
" 村 岡 隆 造
" 村 岡 薰
" 平 壽 実
" 布 広 眞 澄
監事 長 江 公 夫
" 大 村 茂 好
" 安 藤 慶 次 郎
佐野井手土地改良区
理事 遠 藤 武 次 郎 関金町大字関金宿
" 西 村 正
" 河 本 浅 雄
大字 松 河 原

大 倉 勇 藏
光 村 大 藏
加 藤 政 雄
監事 馬 飼 清
石 川 貞 藏
大字 関 金 宿
大字 松 河 原

鳥取県告示第三百二十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、鳥取市江津波当根武蔵外十八人の者から、秋里、江津土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。
昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂
一 縦覧に供すべき書類の名称
二 土地改良事業計画書の写
三 定款の写

二 縦覧の期間
昭和三十年七月二日から同年七月二十一日まで

三 縦覧の場所
鳥取市役所

四 異議の申立
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百二十五号
鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人の代表者に次のように変更があつた。
昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

番号	氏名	小売さばき場所	変更年月日
二七五	鳥取県職員組合郡家保 支部長 萩野 邦雄	八頭郡郡家町	昭和三十
新		鳥取県職員組合郡家保 支部長 西尾源太郎	大字郡家井津

鳥取県告示第三百二十七号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）第十九条第一項第六号の規定により次のとおり小売販売業者甲の業者登録を行う。
昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 事業 区 域 日野郡福栄村
- 二 登録申請書提出期日 七月五日

鳥取県告示第三百二十八号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 作業種類 基本測量（一等気測量）
- 二 作業期間 昭和三十年七月二十四日から七月二十七日まで
- 三 作業地域 倉吉市

鳥取県告示第三百二十九号

次のように流行性脳炎及びニューカッスル予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百十六号）第六条の規定により馬及び鶏の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。
昭和三十年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 流行性脳炎及びニューカッスル予防のため

- 二 実施の区域 別表のとおり

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

流行性脳炎予防注射——馬

ニューカッスル予防注射——鶏

- 四 実施の期日 別表のとおり

- 五 検査、注射の別及びその方法

流行性脳炎予防注射——皮下注射

ニューカッスル予防注射——筋肉注射

別表

流行性脳炎予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

七月五日	八頭郡船岡町	同上
〃 六日	〃 八上村	〃
〃 七日	〃 用瀬町	〃
〃 八日	〃 丹比村	〃
〃 九日	〃 智頭町	〃
〃 十四日	〃 若櫻町	〃
ニユーカッスル予防注射		
実施期日	実施区域	実施場所
七月五日	岩美郡岩美町	榎本 善市
〃	〃 福部村	井手野成男 横山 明典
〃	八頭郡智頭町	米井 薫蒲 小林 正春
〃 六日	鳥取市	増田信太郎 小谷 清
〃	八頭郡用瀬町	田淵 主輝 沢田 清
〃 七日	岩美郡米里村	西川 隆 雨川 善雄
〃	鳥取市	山下 重明
〃	八頭郡丹比村	横野 寛
〃	八東村	森下 隆

〃 八日	鳥取市	白間晃太郎
〃	八頭郡船岡町	藤田万壽雄
〃	〃 河原町	中村 正雄 小林 満夫
〃 九日	鳥取市	森原 松治
〃 十一日	岩美郡宇倍野村	井上 至誠 福谷重兵衛
〃	八頭郡佐治村	谷口 昇三 安本 慶孝
〃	〃 安倍村	横川 莊吉 米村 利直
〃 十二日	〃 智頭町	河村 稔 米村 巖
〃	〃 郡家町	稲村 富藏 西村 俊
〃 十三日	鳥取市	白間晃太郎 小林 立身
〃	八頭郡那家町	西尾 武 中村 潔
〃	八頭郡青谷町	竹島 盛男 中本 徳親
〃 十四日	八頭郡智頭町	有田 巧 倉田 滝雄
〃	八頭郡逢坂村	宮城 武夫 伊吹 道則
〃	八頭郡智頭町	尾崎三男三 田中 民藏
〃	八頭郡逢坂村	寺谷英太郎 幸山 修 佐藤 次信
〃 十五	八頭郡逢坂村	山本 修 佐藤 次信
〃	八頭郡逢坂村	幸山 茂 佐藤 次信
〃	八頭郡逢坂村	石井 長保 徳安 米治